

百合が原公園整備運営事業
公募設置等指針

令和5年8月

札幌市建設局みどりの推進部

目次

第1章 事業概要

1 事業の名称	1 - 1
2 事業の背景と目的	1 - 1
3 百合が原公園の概要	1 - 2
4 事業実施体制	1 - 8
5 事業期間	1 - 8


第2章 公募の実施に関する事項等

1 募集の位置づけ	2 - 1
2 申込資格	2 - 1
3 申込書類	2 - 2
4 公募スケジュール・申込方法等	2 - 4
5 選定基準	2 - 6
6 公募設置等計画の認定	2 - 8
7 認定公募設置等計画の変更	2 - 8
8 認定公募設置等計画の取消し	2 - 8
9 協定の締結	2 - 8
10 法規則等	2 - 9
11 リスク分担について	2 - 9
12 事業破綻時の措置	2 - 10
13 その他	2 - 11
14 参考資料	2 - 11

第3章 事業の実施条件等

1 公募区域・整備条件等	3 - 1
2 公募対象公園施設について	3 - 3
3 特定公園施設について	3 - 5
4 公募対象公園施設及び特定公園施設の共通事項について	3 - 7
5 利便増進施設について	3 - 8

□用語の定義

<p>P-PFI</p>	<p>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</p> 
<p>公募対象公園施設</p>	<p>都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内遊び場、等</p>
<p>特定公園施設</p>	<p>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行う事となるものが整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</p>
<p>利便増進施設</p>	<p>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。</p>
<p>公募設置等指針</p>	<p>P-PFI の公募にあたり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</p>
<p>公募設置等計画</p>	<p>都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</p>
<p>設置等予定者</p>	<p>審査、評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</p>